

第三百三十六回国 参議院 法務委員会 會議録 第五号

平成八年四月九日(火曜日)

正午開会

委員の異動

四月一日

大森 礼子君

補欠選任 鶴岡 洋君

四月二日

鶴岡 洋君

補欠選任 大森 礼子君

出席者は左のとおり。

委員長 及川 順郎君

理事 野村 五男君

委員 平野 貞夫君

橋本 敦君

委員 遠藤 要君

下稻葉耕吉君

鈴木 省吾君

林田悠紀夫君

魚住裕一郎君

大森 礼子君

山崎 順子君

一井 淳治君

千葉 景子君

田 英夫君

大野つや子君

國務大臣

法務大臣 長尾 立子君

政府委員

法務大臣官房長 頃安 健司君

法務大臣官房司 永井 紀昭君

法制調査部長

事務局側

常任委員会専門 吉岡 恒男君

本日の會議に付した案件

○外国弁護士による法律事務の取扱ひに関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(及川順郎君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

外国弁護士による法律事務の取扱ひに関する特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。長尾法務大臣。

○國務大臣(長尾立子君) 外国弁護士による法律事務の取扱ひに関する特別措置法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、渉外的法律関係の一層の安定を図る等のため、我が国を仲裁地とする国際仲裁事件の手續につき、外国法事務弁護士等が当事者を代理することができることとして、外国法事務弁護士等の活動に関する規制を緩和する措置を講じようとするものであります。

その改正の要点は、次のとおりであります。

第一に、国際仲裁事件を、国内を仲裁地とする民事に関する仲裁事件であつて、当事者の全部または一部が外国に住所または主たる事務所もしくは本店を有する者であるものと定義いたしてあります。

第二に、外国法事務弁護士は、国際仲裁事件の手續についての代理を行うことができるものとしてあります。

第三に、外国で法律事務を行う業務に従事している外国弁護士は、その外国で依頼されまたは受

任した国際仲裁事件の手續についての代理を行うことができるものとしてあります。

以上がこの法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(及川順郎君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時二分散会

三月二十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第七〇九号)(第七一五号)(第七二〇号)(第七二七号)(第七三二号)(第七三三号)

一、夫婦別姓の民法改正案反対に関する請願(第七四二号)(第七四四号)

一、婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第七六一号)

第七〇九号 平成八年三月十五日受理

婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願 請願者 埼玉県日高市武蔵台三ノ二一ノ一 金子敏子外四名

紹介議員 阿部 幸代君

この請願の趣旨は、第三三二号と同じである。

第七一五号 平成八年三月十八日受理

婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願 請願者 東京都渋谷区千駄ヶ谷五ノ二ノ三 須田幸子外四名

紹介議員 畑 恵君

この請願の趣旨は、第三三二号と同じである。

第七二〇号 平成八年三月十八日受理

婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願 請願者 千葉県松戸市梨香台団地九ノ一〇 七尾洋子外四名

紹介議員 三重野栄子君

この請願の趣旨は、第三三二号と同じである。

第七二七号 平成八年三月十八日受理

婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願 請願者 埼玉県大宮市丸ヶ崎町五二ノ二 東海枝一三外四名

紹介議員 照屋 寛徳君

この請願の趣旨は、第三三二号と同じである。

第七三二号 平成八年三月十八日受理

婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願 請願者 埼玉県上尾市緑丘一ノ一ノ七 永田隆之助外四名

紹介議員 河本 三郎君

この請願の趣旨は、第三三二号と同じである。

第七三三号 平成八年三月十八日受理

婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願 請願者 東京都新宿区馬場下町六一ノ六高橋ビル 高橋七重外四名

紹介議員 薬科 満治君

この請願の趣旨は、第三三二号と同じである。

第七四二号 平成八年三月十九日受理

夫婦別姓の民法改正案反対に関する請願 請願者 岡山市倉益七ノ二 岡本和雄 紹介議員 加藤 紀文君

国会は国権の最高機関として良識を堅持し、「夫婦別姓」に関して民法を改正しないようにされた

理由

両親がそれぞれ別姓を名のつた場合、家族の一体感を損ね、子供に精神的苦痛を与え、人権を侵害する可能性が大きいだけでなく、高齢化社会が進行する中で三世同居を阻害する可能性も大きい。さらに我が国の美風である家庭祭祀(さいし)にも影響を与えることは必定である。また、現行法で社会生活を送ることに何ら支障はなく、社会進出した女性が慣習として職場で旧姓を名のることを禁じていない以上、民法を改正する積極的理由は見当たらない。よって、円満な日本の家庭に亀裂を生み、離婚奨励、不倫奨励、子供の人権侵害を招来する民法改正に反対する。

第七四四号 平成八年三月十九日受理
夫婦別姓の民法改正案反対に関する請願
請願者 東京都八王子市長房町一、四八四

紹介議員 林 寛子君
この請願の趣旨は、第七四二号と同じである。

第七六一号 平成八年三月二十一日受理
婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願
請願者 北海道旭川市宮下通二四丁目 佐久間文字外九名

紹介議員 千葉 景子君
この請願の趣旨は、第三三二号と同じである。

四月四日本委員会に左の案件が付託された。

一、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(昭和六十一年法律第六十六号)の一部を

別措置法(昭和六十一年法律第六十六号)の一部を

次のように改正する。

第二条中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 国際仲裁事件 国内を仲裁地とする民事に関する仲裁事件であつて、当事者の全部又は一部が外国に住所又は主たる事務所若しくは本店を有する者であるものをいう。

第五条の次に次の一条を加える。
(国際仲裁事件の手続の代理)
第五条の二 外国法事務弁護士は、前三条の規定にかかわらず、国際仲裁事件の手続当該手続に伴う和解の手続を含む。第五十八条の二において同じ。)についての代理を行うことができる。

第五十八条の二を第五十八条の三とし、第五章中同条の前に次の一条を加える。

(外国弁護士による国際仲裁事件の手続の代理)
第五十八条の二 外国弁護士(外国法事務弁護士である者を除く。)であつて外国において当該外国弁護士となる資格を基礎として法律事務を行う業務に従事している者(国内において雇用されて外国法に関する知識に基づいて労務の提供を行っている者を除く。)は、弁護士法第七十二条の規定にかかわらず、その外国において依頼され又は受任した国際仲裁事件の手続についての代理を行うことができる。ただし、第五十一条第二号又は同法第五十七条第二号に規定する処分に相当する外国の法令による処分により業務を停止されているときは、この限りでない。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(懲戒の処分に関する経過措置)

3 この法律の施行前に生じた事実に基づく外国法事務弁護士に対する懲戒の処分については、なお従前の例による。

四月五日本委員会に左の案件が付託された。

一、夫婦別姓選択制の法制化に関する請願(第七七〇号)(第七七二号)

一、選択的夫婦別姓制度の法制化に関する請願(第七七二号)(第七七三号)(第七七八号)

一、婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第七八八号)(第七九二号)(第七九六号)(第七九九号)

一、夫婦別姓選択制の法制化に関する請願(第七九九号)

一、選択的夫婦別姓制度の法制化に関する請願(第八〇一号)(第八〇四号)

一、婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第八〇六号)(第八一〇号)(第八二〇号)(第八三三号)

一、選択的夫婦別姓制度の法制化に関する請願(第八三五号)(第八三六号)

一、婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第八三七号)(第八四〇号)(第八四三三号)

一、夫婦別姓選択制の法制化に関する請願(第八六二号)

第七七〇号 平成八年三月二十二日受理
夫婦別姓選択制の法制化に関する請願
請願者 埼玉県浦和市上木崎七ノ一ノ二

紹介議員 山崎 順子君
三ノ九〇三 萬谷衣加外三百名

現行の民法では夫婦の姓は夫か妻のどちらかの姓に統一することになっているが、別姓にするか同性にするかは個々の夫婦の選択に任せるべきである。多様な生き方を認め合つて別姓夫婦と同性夫婦とが共存できるように夫婦別姓選択制の法制化を求める。また、子の姓は出生時に決めれば十分であり、婚姻時に決めないと結婚できないのは、

結婚は両性の合意のみによって成立するとした憲法第二十四条に違反する。経過措置期間は既婚夫婦が十分に話し合えるよう長くし、また、自分の姓を選ぶのに配偶者の同意は不要とする本当にだれもが利用しやすい制度にするよう求める。さらに子供にも姓を選ぶ権利があり、遅くとも十五歳になれば自分の意思で姓を選ぶことができる。ついでに、次の事項について実現を図りたい。

一、民法第七百五十条を改正し、以下の内容を盛り込んだ。夫婦は同性でも別姓でも選択できる制度をつくること。

1 子の姓はその出生時に父母が話し合いで決め、統一しなくてもよいこと。

2 既婚夫婦への別姓選択適用の経過措置期間は五年とすること。

3 既婚夫婦が別姓夫婦に転換するときは配偶者の同意なしに単独でできること。

4 子は十五歳になれば、自らの意思で姓を選択できること。

第七七一号 平成八年三月二十二日受理
夫婦別姓選択制の法制化に関する請願(三通)
請願者 埼玉県春日部市大沼三ノ九四ノ四

紹介議員 畑 恵君
藤田恵子外六十六名

この請願の趣旨は、第七七〇号と同じである。

第七七二号 平成八年三月二十二日受理
選択的夫婦別姓制度の法制化に関する請願
請願者 大阪府豊中市新千里南町二ノ二

紹介議員 森山 眞司君
二名
一ノ五ノ六〇六 清水陽子外二十名

この請願の趣旨は、第八二六号と同じである。

第七七三号 平成八年三月二十二日受理
選択的夫婦別姓制度の法制化に関する請願
請願者 大阪府松原市天美我堂一ノ二〇二

一ノ一〇ノ五〇九 井上ヒデ子外百

十名

紹介議員 鈴木 省吾君

この請願の趣旨は、第八二六号と同じである。

第七八七号 平成八年三月二十五日受理

選択的夫婦別姓制度の法制化に関する請願

請願者 横浜市神奈川区白幡上町四二ノ二

八 川島志保外百二名

紹介議員 鈴木 省吾君

この請願の趣旨は、第八二六号と同じである。

第七八八号 平成八年三月二十五日受理

婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 千葉県松戸市二十世紀が丘戸山町

五六 松戸二郎外二十二名

紹介議員 山崎 順子君

この請願の趣旨は、第三三二一号と同じである。

第七九一号 平成八年三月二十五日受理

婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 長野県松本市沢村一ノ七〇一

文倉逸人外四十九名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第三三二一号と同じである。

第七九六号 平成八年三月二十五日受理

婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 島根県松江市外中原町一〇七〇一

ノ三三三 宮内真理子外三十名

紹介議員 清水 澄子君

この請願の趣旨は、第三三二一号と同じである。

第七九八号 平成八年三月二十六日受理

婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 東京都大田区大森中三ノ一ノ九

大野悦子外三十四名

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第三三二一号と同じである。

第七九九号 平成八年三月二十六日受理

夫婦別姓選択制の法制化に関する請願

請願者 東京都文京区本駒込三ノ一三ノ五

中村達雄外二十名

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第七七〇号と同じである。

第八〇一号 平成八年三月二十六日受理

選択的夫婦別姓制度の法制化に関する請願

請願者 東京都練馬区南大泉三ノ一六ノ一

六 三枝三重子外百四十九名

紹介議員 森山 眞弓君

この請願の趣旨は、第八二六号と同じである。

第八〇四号 平成八年三月二十六日受理

選択的夫婦別姓制度の法制化に関する請願

請願者 東京都八王子市松が谷五四ノ二

四〇五 遠藤史子外八十一名

紹介議員 清水嘉与子君

この請願の趣旨は、第八二六号と同じである。

第八〇六号 平成八年三月二十六日受理

婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 千葉県館山市坂田五四九 伊藤裕

香外四十九名

紹介議員 清水 澄子君

この請願の趣旨は、第三三二一号と同じである。

第八一一号 平成八年三月二十七日受理

婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 埼玉県大宮市天沼町一ノ五三三D

ルミ二〇一 山本辰平外四名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第三三二一号と同じである。

第八二〇号 平成八年三月二十七日受理

婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 埼玉県浦和市下大久保六四〇ノ三

〇一 杉山直子外十八名

紹介議員 栗原 君子君

この請願の趣旨は、第三三二一号と同じである。

第八三二号 平成八年三月二十八日受理

婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 東京都大田区大森西六ノ九ノ一四

毎川美代子外四名

紹介議員 武田 節子君

この請願の趣旨は、第三三二一号と同じである。

第八三五号 平成八年三月二十八日受理

選択的夫婦別姓制度の法制化に関する請願

請願者 埼玉県大宮市今羽町二二七ノ一

三〇二 小島要外四十一名

紹介議員 鈴木 省吾君

この請願の趣旨は、第八二六号と同じである。

第八三六号 平成八年三月二十八日受理

選択的夫婦別姓制度の法制化に関する請願

請願者 東京都調布市布田五ノ二ノ二

〇八 稲益和子外五十八名

紹介議員 清水嘉与子君

この請願の趣旨は、第八二六号と同じである。

第八三七号 平成八年三月二十八日受理

婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 岡山県倉敷市粒江団地七ノ一ノ二

〇四 石垣佳子外四名

紹介議員 戸田 邦司君

この請願の趣旨は、第三三二一号と同じである。

第八四〇号 平成八年三月二十八日受理

婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 大阪府東大阪市石切町一ノ三

四六 岸本淳子外四名

紹介議員 山本 正和君

この請願の趣旨は、第三三二一号と同じである。

第八四三号 平成八年三月二十八日受理

婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 仙台市青葉区堤町二ノ九ノ五ツツ

ミサンハイツド棟一〇二 衛藤治

美外十三名

紹介議員 大脇 雅子君

この請願の趣旨は、第三三二一号と同じである。

第八六二号 平成八年三月二十八日受理

夫婦別姓選択制の法制化に関する請願

請願者 京都市左京区一乗寺弘殿町三八ノ

二 水野恒和外二十一名

紹介議員 三重野栄子君

この請願の趣旨は、第七七〇号と同じである。

平成八年四月十一日印刷

平成八年四月十五日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

E